

答 申 第 3 1 6 号
平成22年3月12日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年1月26日付け健福第1241号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第405号

平成20年8月26日付けで異議申立人から提起された、平成20年8月18日付け健福第690号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成20年8月18日付け健福第690号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、起案書を含むすべての関係行政文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成20年4月16日開催の「新医療センターの設立に向けて」と称する会議は、知事を囲み1市2町の首長と正副議長及びこの自治体を選挙地盤とする県議が参加して開催されている。各自治体の最高責任者が集まったのだから、偶然行われる市井のいわゆる井戸端会議とわけが違うのは明白である。
- (2) 当該会議開催に当たり、関係者同士が緊密な連絡を取り合わなかったならば、各自治体住民から付託されている責務を全うするために多忙な関係者が一同に会することは不可能である。
- (3) 会議の起案書をはじめ日程の調整関係の文書・開催通知書・出席の有無の回答書等は当然作成されていなければならない。
- (4) 貴職の処分は行政の透明性を確保するために制定された情報公開制度の根幹を揺るがすものである。行政の文書主義から逸脱することが許されるわけがない。
- (5) 異議申立人らは貴職は県民を愚弄し当該行政文書を隠蔽していると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成20年7月18日付けで、「2008年4月16日に行われた『新医療センターの設立に向けて』と称する会議に係る次の資料 1. 当該会議開催に至る経緯のわかる情報（起案書含む）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）として、本件決定を行った。

2 不開示決定の理由について

(1) 対象文書の特定について

本件請求に係る行政文書は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名

又は内容」欄の記載から、平成20年4月16日午後4時に千葉県庁本庁舎6階第1会議室において行われた知事と1市2町（東金市、大網白里町及び九十九里町）の市町長等の会合（以下「本件会議」という。）を開催した経緯の分かる行政文書すべてであると解され、本件会議の開催を要請する文書や開催通知などが対象となる。

本件会議については、本件会議の出席者との日程調整や開催場所の連絡調整はすべて口頭で行われており、本件会議の開催に当たって行政文書は作成又は收受していない。また、開催日時と場所が合意された後の開催日時や場所の連絡も、出欠の確認を兼ねて口頭で行われており、開催通知等の文書は作成又は收受していない。

(2) 対象文書の不存在について

上記(1)で説明したとおり、本件会議を開催した経緯の分かるものとして、作成又は取得した行政文書はない。

よって、「開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、各自治体の最高責任者が集まったのだから、会議の起案書をはじめ日程の調整関係の文書・開催の通知書・出席の有無の回答書等は当然作成されていなければならないとし、当該文書が隠蔽されていると主張するが、上記2で説明したとおり、開示請求に係る行政文書は保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成20年8月26日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の存否について

異議申立人は、本件会議開催に当たり、関係者同士が緊密な連絡を取り合わなかったならば、各自治体住民から付託されている責務を全うするために多忙な関係者が一同に会することは不可能であり、会議の起案書をはじめ日程の調整関係の文書・開催通知書・出席の有無の回答書等は当然作成されていなければならないと主張する。

これに対し、実施機関は、本件会議を開催した経緯の分かるものとして、作成又は取得した行政文書はないと説明するので、以下検討する。

(1) 実施機関は、本件会議の開催に当たり、本件会議出席者との日程調整等の連絡、開催日時等の連絡及び出欠確認はすべて口頭で行われており、開催通知等の文書は作成又は取得していないと説明する。

また、当審査会において実施機関から不開示理由の聴取を行ったところ、本件会議は、県が主催となって開催した会議ではなく、1市2町による山武

地域における新しい医療センターへの今後の取組みに向けて知事と面談するために、関係市町の市町長、正副議長及び県議会議員の関係者間で調整され、県へ面談の要請があり行われた率直な意見交換を行うための会合であって、県はその場を設定したものとのことである。

そのため、すべて口頭で行われていることから文書による通知等は行われておらず、本件会議の開催に当たって、作成又は取得した行政文書は存在しないと説明する。

- (2) 異議申立書には、「当該会議は知事を囲み1市2町の首長と正副議長及びこの自治体を選挙地盤とする県議が参加して開催されている。当該会議開催に当たり、関係者同士が緊密な連絡を取り合わなかったならば、各自治体住民から付託されている責務を全うするために多忙な関係者が一同に会することは不可能である。会議の起案書をはじめ日程の調整関係の文書・開催通知書・出席の有無の回答書等は当然作成されていなければならない。」と記載されていることから、異議申立人は、会議の起案書をはじめ日程の調整関係の文書・開催通知書・出席の有無の回答書等の行政文書の開示を求めているものと認められる。
- (3) そこで、当審査会において、本件請求に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、実施機関から山武地域の医療センターに関する簿冊ファイルの提出を求め見分したところ、本件会議の開催に当たって作成又は取得した行政文書は、別途開示決定を行っている本件会議で使用した会議の次第、出席者名簿及び席次表等であり、会議の起案書をはじめ日程等の調整や開催通知、出欠確認等の文書の存在を確認することはできなかった。
- (4) したがって、本件請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見だし難く、これを是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由として実施機関が行った本件決定は、妥当である。

5 附言

本件会議は、県が主催となって開催された会議ではないとしても、地域医療について地元自治体の首長等が参加して行われた重要な会議である。

このような会議については、開催の経緯も含め、意思決定に至る過程を合理的に検証することができるよう、記録としての文書の作成について、十分留意するよう求める。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 1. 26	諮問書の受理
21. 2. 13	実施機関の理由説明書の受理
21. 11. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 25	審議
22. 1. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年1月29日現在)